



# 島根県報

平成30年11月2日（金）

号外 第 135 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（        ”        ） 3

# 告 示

## 島根県告示第700号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年11月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	吉賀匹見線	益田市匹見町紙祖口805番1地先から同口574番1地先まで	前 A	メートル 4.58～ 29.40	メートル 108.00	益田県土整備事務所  左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			後 A	4.58～ 29.40	108.00	
			後 B	8.70～ 43.94	121.00	
〃	柿木津和野 停車場線	鹿足郡津和野町中座イ1258番地先から同町森村イ535番1地先まで	前 A	5.80～ 11.00	1,487.10	益田県土整備事務所津和野土木事業所  左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 町道移管
			前 B	4.60～ 85.00	6,758.22	
		後 B	4.60～ 85.00	6,758.22		
		鹿足郡津和野町中座イ1262番3地先から同町森村ハ24番11地先まで				

## 島根県告示第701号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年11月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	木次直江停車場線	雲南市木次町里方10007番1地先から同1370番46地先まで	メートル 227.00	平成30年 11月 2 日	雲南県土整備事務所	
〃	須川谷日原線	鹿足郡津和野町日原87番3地先から同107番3地先まで	191.70	平成30年 11月 2 日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	